

# 棚倉町暴力団排除条例

棚倉町暴力団排除条例が制定されました



## 目 的

暴力団を排除することにより、  
「安全で平穏な町民生活」「健全な経済活動の発展」を目指し、  
「町」及び「町民」の役割を明らかにします。

## 基 本 理 念

暴力団排除のため“3ない主義”を実践します。

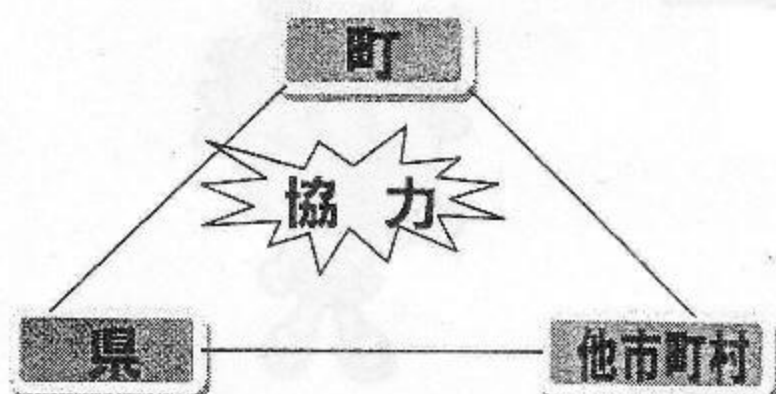
- ① 暴力団を恐れない
- ② 暴力団に資金を提供しない
- ③ 暴力団を利用しない

棚倉町 住民課 消防環境係

# 「棚倉町暴力団排除条例」の主な内容

## 町の役割

町は、県、他市町村等と協力し、暴力団排除の施策を実施します。



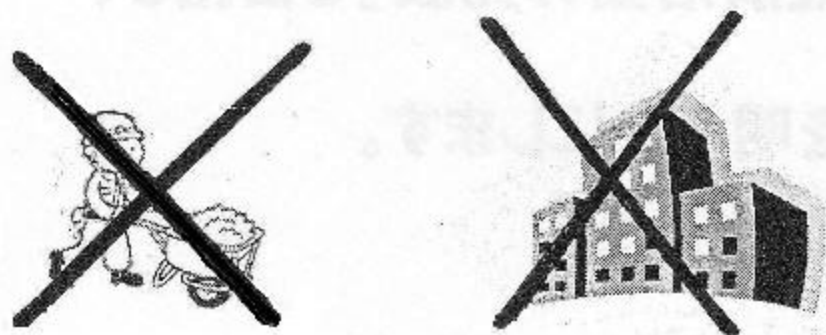
## 町民の役割

町民は、町の実施する暴力団排除の施策に協力し、また自主的に暴力団排除を進めます。



## 町の事務・事業における措置

町は、公共工事等の町の事務から暴力団を排除するとともに、公共施設等が暴力団の活動に使用されないよう利用を制限します。



## 町民に対する支援等

町は、町民等が暴力団排除を実現できるよう

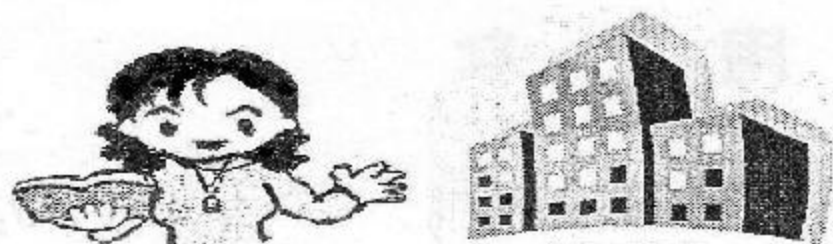
- ①情報の提供及び広報
- ②訴訟の支援や助言
- ③暴力団排除を進める町民の安全措置への協力

等の支援を行っていきます。



## 青少年に対する教育

町は、中学校において、暴力団に加入せず、また被害を受けないようにするための教育を行います。



その他・・・福島県暴力団排除条例(平成23年7月1日施行)

においては、「事業者等」の義務及び禁止される行為が定められています。詳しくは、「福島県警ホームページ」または「福島県警刑事部組織犯罪対策課」までお問い合わせください。

TEL 024-521-2151(代表)

また、棚倉町暴力団排除条例に関する問い合わせは棚倉町住民課消防環境係まで。

TEL 0247-33-2116